

# 壬生本『西宮記』第十七軸の基礎的考察

新井重行

はじめに

『西宮記』は平安時代中期に源高明によって編まれた儀式・公事に関する書で、恒例・臨時の行事、政務や作法など広範な内容を有している。本文には後人による追補等が加えられているため、現存の写本間には異同が多く、複雑な様相を呈している<sup>(1)</sup>。また写本系統については、北啓太氏らによって精力的に研究が進められ、写本相互の關係等について多くの点が明らかになった<sup>(2)</sup>。

現存する古写本のうちの一本である、当部所蔵の壬生本『西宮記』（函架番号五一〇一八）は、現在十九点として一括されており、古写十一軸、新写四軸、非西宮記二軸、目録一冊および付属文書一軸からなる。壬生本『西宮記』の構成や内容については、すでに早川庄八氏によって検討されており、新写本を含む取り合わせ本であること、古写本は尊経閣文庫所蔵大永本と密接な關係にあること、非西宮記二軸を含むことなどが指摘されている<sup>(3)</sup>。

本稿で採り上げる第十七軸は、その非西宮記のうちの一軸であり、検非違使についての私記である。当巻は検非違使庁の政の一つである着鈿政の全容

を知ることのできる数少ない史料の一つとしてよく知られているのであるが、早川氏の研究以降、当巻を扱った専論は非常に少ない。利光三津夫・所功両氏による論考があるものの<sup>(4)</sup>、所氏の検討は、引用されたテキストを種類ごとに分類し、現存するものについて対校を行い、その正確性から、逸文についてもおおむね正確に引用しているとしてよいと結論したもので、本書の引く逸文の性格に注目したものである。しかし当巻の性格について本文の内容を踏まえて言及した論考は管見の限りないようであり、検討すべき点は多く残されていると考える。

また、本書の成立について、早川氏は、所引の勅物のうちで最も新しい永承二年（一〇四七）をもってその上限とし、惟宗（令宗）氏の日記・勘文をよく引用することを根拠に、惟宗氏の一族あるいは同氏にゆかりのある者が編者であろうと推測している。また所氏は、惟宗道成の作成した勘文を引用することなどから、道成自身か道成に最も近い明法道出身の検非違使庁官人を編者と推定している。しかし、仮に道成を編者とすると、自身の日記を「宗金記」と称して引用するのか、といった疑問も存する。

以上のような関心から、本稿ではおもに内容の検討から、本書の性格およびその成立について明らかにしたいと考える。なお当巻を含む壬生本『西宮

「記」は、最近、二色刷の影印が刊行され、利用しやすい環境が整った。<sup>(5)</sup>

### 一 第十七軸の形状と活字本の問題点

初めに当巻の形状について簡単に紹介しておきたい。当巻は本文三三二紙からなり、紙高は約三〇cm、紙幅は約五二cmである。料紙は天界三本、地界一本を有している。なお第一紙の冒頭部分は大きく破損している。<sup>(6)</sup> 本文は表裏を用いて記されており、頭書および朱点、朱首書、朱合点等が施されている。表裏とも、朱を含めて一筆と見てよい。紙背には裏打ちがなされており、第九紙と第十紙の継目以降には紙背下方に黒方印が継目ごと<sup>(7)</sup>に捺されている。

当巻には、かつて錯簡が存在したことがすでに指摘されており、紙背の黒方印にズレが生じている箇所があることは、この印が錯簡があつた状態で捺されたことを示している。<sup>(8)</sup> それ以外にも、料紙ごとに連続しないシミが存在していることや、継目の前後で料紙の色調がやや異なる箇所があることから、誤って貼り継がれた箇所以外にもかつて糊離れが存在していたことを窺わせる。

当巻は次の奥書を有している（翻刻にあたっては概ね常用体を用いた。以下同じ）。

正応元年六月廿七日書写訖是先人之時

雖令書□料紙不具之間逐書改者也

防鴨河判官從五位下行左衛門権少尉中原朝臣職隆

同月廿九日加裏書勘物訖

防鴨河判官從五位上行左衛門権少尉中原朝臣（花押）

この奥書により、当巻が、本文・裏書・勘物のいずれも正応元年（三三六）六月に中原職隆によって書写されたものであることが分かる。このことより、当巻の裏書・勘物等が、職隆による書写の時点で親本にすでに存在していたことが確認できる。また中原家にはこのとき既に「先人」の書写せしめた一本が存在していたが、「料紙不具」のため書き改められたものであることが知られる。

なお本文中には、「如本」と傍書して書写している箇所や、数文字分が空欄になつている箇所、および脱字の補入が見られるほか、例えば「引上」字の右側に「利土欵」などと傍書され、校訂された文字も存する。また後述するように、頭書の位置が本来付されるべき位置とやや離れて記される箇所があるなど、当巻はこの書の原形を十分に伝えるものではない可能性を指摘しておきたい。

書写者である中原職隆は、建長六年（三三六）に右少志に任じられ、弘安六年（三六六）に使宣旨を蒙り、正応六年（三九五）まで史料に確認できる。<sup>(9)</sup> 自らの務めの参考として、当巻の書写を行ったのであろう。

その後、いかにして当巻が壬生家の所有となり、「西宮記」に混入するに至ったかは不明である。なお慶長十九年（一六四）から翌二十年にかけて、徳川家康の命により壬生本「西宮記」を書写したとされる紅葉山文庫本には、第十七軸に相当する冊は含まれないことから、近世初期の段階では当巻は「西宮記」に一括されていなかった可能性が高い。

ところで、本書は「西宮記」のうちとして、史籍集覧本、故実叢書本、神道大系本の活字本があるが、<sup>(10)</sup> これらの釈文の利用にあたっては注意を要する。すなわち、史籍集覧本は当部所蔵の松岡明義書入本（函架番号二〇七一五八

○を、故実叢書本は尊経閣文庫所蔵前田家卷子本を、神道大系本は尊経閣文庫所蔵大永本をそれぞれ底本としているのであるが、後二者の底本には壬生本第十七軸に相当する巻が含まれていない。そのため故実叢書本は史籍集覧本を参照して、巻二十一として表を、巻二十二として裏書を収録しているのであるが、原本に錯簡のあった状態を残している。また神道大系本は壬生本を参考に、史籍集覧本の錯簡を正した釈文を収載している点で有用であるが、頭書が省略されているほか、史籍集覧本を踏襲したと思われる誤字がまま見られる。

また現行の活字本に共通する点として、壬生本に見られる首書について、いずれの活字本にもほとんど翻刻されていないほか、活字本では改行や書出し位置の情報が失われていること、壬生本にないフリガナが多く付されていること、本文後半に引かれる勘文案案において繰り返し使用される「賊物」「強盗」「竊盜」などの語を壬生本では「、」と記し省略している場合が多いが、活字本ではこれらを省略せずに活字に置き換えている場合があることなどが挙げられ、いずれの活字本も、最も拠るべき壬生本のテキストを十分に伝えているとは言い難い。

ところで、現行の活字本のもととなった史籍集覧本は、国立国会図書館所蔵榊原本「西宮記」(請求記号わー一四)によって校訂が加えられている。榊原本の壬生本第十七軸に相当する冊は「西宮記臨時ト」の外題を持ち、「西宮記檢非違使雜事」との内題を有する。ただし内題については、後人のもので、直ちに信用することはできない。<sup>14)</sup>

また榊原本には次の奥書がある。

文化六年三月下旬以浜島氏本新写訖

同七年九月於同氏会説訖

従四位下太宰少貳藤元次(元次)印)

この奥書により、榊原本は文化六年(八〇九)に藤原(小林)元次が、濱島氏蔵本を写したものであることが知られる。また、冊頭には「小林蔵書」印を有する。<sup>15)</sup>

なお、底本となった松岡本には頭書が存在しないのであるが、史籍集覧本には「榊本云」として榊原本の頭書が掲出されている。これらの頭書のうち与奪事の項に付された頭書(史籍集覧本五六六頁、故実叢書本第二、三三七頁)、

(榊本) 同本云、元次云、六齋日、雜令云、凡月六齋日公私皆断殺生、(謂六齋

八日、十四日、二十三日、二十九日、三十日、) ○後愚昧記永徳三年五

月八日、例六齋精進也、尊経、(法華第二、) 十四日、例六齋精進也、廿

三日、例六齋精進也、尊経、(法華第二、)

および、停止着欽後決杖事の項に付された頭書(史籍集覧本五七一頁、故実叢

書本第二、三四一頁)

(榊本) 同本云、五申韻瑞云、楚捶、(漢路温舒伝、楚捶之下何求而不得) 宜

停楚捶於一時、以貽漢徳於万代者、等庭按、禁之二字当作楚字、捶、説

文云、捶以杖擊也、

さらに、成勘文事に付された頭書(史籍集覧本五七一頁、故実叢書本第二、三

四二頁)

(榊本) 同本云、綱目、隱宮徒刑者七千余人分作阿房驪山、集覧、徒奴役也、

以罪供徭作、

の三つについては、壬生本には存在しない。また榊原本を見ると一つ目の頭書の書出しは「元次考、六齋日…」となっており、この頭書が筆者である

藤原元次による考証であることが知られる。なお二つ目の頭書については書出しに「押紙」と注されている。

このように、現行の活字本にはいくつかの問題点が存在し、利用にあたっては写真等により確認することが必須の作業であるといえる。

## 二 本文の構成

本書は検非違使の政のうちの着鈇政に関するものである（なお筆者は、本書が、一卷で独立した書物ではなく、検非違使の作法や故実全般を記した書物の一部であったと考えている）。着鈇政とは、強盗・竊盜を犯した未決囚に刑具である鈇を着ける儀式で、貞觀年中以降に成立したとされる。毎年五月・十二月に日を扨び、市において行われた。<sup>17)</sup>

本書の記述は法令や日記、文書案の引用および編者の考証（今案）からなり、『西宮記』の他巻のように、編者の記した「本文」は存在しない。本書に引用される史料については、すでに所氏による整理があり、史料ごとの分類・検討がなされているので、これらについては所氏の論考に譲り、本節では本文の構成について検討したい。

本文の内容については冒頭の目次のごとく、大きく四つの部分に分かれる。

- (一) 於市行事
- (二) 与奪事
  - (付) 臨時着鈇例
  - (付) 放免役畢囚人事
- (三) 停止着鈇後決杖事

## (四) 成勘文事

- (付) 囚名帳事

- (付) 役畢勘文事

まず本書の記載形式を確認しておきたい。いま、(一) 於市行事の項の釈文を掲げる（釈文中の「」は朱書を、。は朱点を、\は朱台点を示す。以下同じ。なお改行は底本に従った）。

### 。於市行事

□□□□□□□□□□  
□□□□□□□□□□  
市司式云、決罰罪（人者官人并使相對）（樓前罰之貞）

觀六年八月十五日右大弁大枝朝臣音人伝宣、右大臣

宣、檢非違使行事停本府之局罷市司行者、（貞觀 宣旨）

雜例云、長保元年十二月十六日、着鈇政於東市

（於東市行者鈇政也）  
行、（先例 上十五日於東市行之、下十五日於西市行之、而年來東西惣無人、仍只於東市行之、

。又云、同四年五月廿一日、於東市行着鈇政、依無西市

年來不向之、

今案、使行事雖於市可行、中古以來除着鈇

政之外殊不行他事歟、

各部分の記述は書き出しの境界の高さによって（A）第一境界線から書かれる記事、（B）第二境界線から書かれる記事、（C）第三境界線から書かれる記事の三種に分けることができる。

この項では、（A）「市司式」・「貞觀六年宣旨」および「雜例」に引く着鈇政の実例二例を掲げ、（C）今案として、中古以来、着鈇政を除いては市で他事を行っていないことが述べられる。ここから、本文の基本的な構造として（A）に法令などを掲げ、（C）に今案として編者の考証を加え、現制と

の違いを説明する形式をとっていることが看取される。

以上の記載形式をふまえ、本文全体の構成を示したものが末尾に示した表1である。本文は基本的には(A)と(C)によつて構成されており、(A)には法令や「雜例」、勘文案などが、(C)には今案あるいは「宗河記」(惟宗允亮日記)・「宗金記」(惟宗道成日記)等が引用される。(C)に引用される日記は、今案に近い関係にあると考えられ、これは編述時の近例を示すことで、考証に代えたものと考えられる。なお(B)は与奪事の項にのみ存在するもので、にわかにその性格を決しがたい。

このような本書の基本構成を確認したうえで、次に長文の引用となるが、与奪事の項の釈文を掲げ、その内容について検討を行う。

。与奪事 付臨時着法例并放免役軍囚人事

勘問式云、与奪儀、左尉与奪、若左尉不在、右尉亦得行之、左右佐以下着

帷幄下如常、至天曆比於樓下行市政、前決罰罪人之儀、又件政当十五日之時於

東市行之、当下十五日之時於西市行之、是亦喚集市人示衆、尉

(ア頭書1)喚看督長名、稱唯当幄東居、尉仰云置版木、其詞亦如之、稱唯取版、去幄南二許丈置之退去、以囚

過状入覽筥覽佐以下、先覽左右佐、左右尉、志、府生往反覽之、訖看督長

退出、引左右囚人從東西持来、因各手取駄押地、看

督長陣於囚北、隨身長陣於囚南、去幄前五許丈

左右看督長陣列東西列上立幄前、左第一看督

長就版申云、左右看長某姓某丸等申入、可

給駄之犯人左若干右若干并若干候<sub>ト</sub>申、

尉揖、佐命云、依例給駄、詞云、依殿加、看督長稱唯、

尉揖、佐命云、依例給駄、詞云、依殿加、看督長稱唯、

訖右第一看督長唱云、共呼、左右看督長共稱唯

退帰、令着鈇訖引上如初申云、左右看督長某

姓某丸等申入、犯人等<sub>列</sub>鈇給了上申、尉揖、佐

命云、令候本禁引、尉云、候本禁事、看督長稱唯、右看督長唱呼、将

囚退去、訖佐以下相揖次第起、尉云、候本禁事、還着本座、勸一盃、

今案、五月・十二月扱無障之日、可避日、神事、六齋日、

行之、当日諸官向市、装束佐如庁政、大夫尉

必着平緒、藏人尉着青色、自余官人用常束

帶、尉云、候本禁事、先着市屋、佐：藏人尉聞他官人等參集之出後着

看督長等相率迎來、頃之下車

西歩、見物車來跡、以看督長先可令却却、容止進退可用心、微之歩、

至幄下北折、自東路<sub>作路</sub>、官人路事、着市屋、看督長二人

以弓褰幔、引屋南東、左官人經屋束着北座、右

官人直着南座、各至長押下揖昇膝行、着座

如常、但不取沓、案主在左府生下方、看督長

在西方幄、次供給、先酒一巡尉勸盃如庁儀、政夏

次居汁、不汁物、各下着食之、次酒一

巡了拔箸、次左右看督長進腰文、腰文事、次揖

退座、着沓又揖如常、着樓所幄、官人如人儀、

增上西歩、出自西道、先尉以下退立在西方、佐小揖下壇、看

督長奏轉如初、左右合眼相並至幄下、相對人、自座末柱内、

糶胡床前次第着之、座定、  
小掛、佐胡床掩扉有文、或本、整衣裳正笏、案主幄

東立胡床居之、頃之置版、見与奪儀、還着

本座羞酒肴、尉不勸盃、佐執盃、巡訖囚・看

督長見不參帳如常、案主取腰文、令看督

長給隨身、佐退出、案主送之如常、〔府生下立事〕府生不下

立之、

。雜例云、康保四年五月村上帝崩、小日記不注着

〔康保四年不披行市政事〕欽政日、彼年五月依御喪不行欵、或人云、十二月一

度行之云々、若有大赦乎、可尋、

〔市政無供給事〕又云、永觀二年五月廿一日、着欽政、不奉仕供給云々、

又云、正曆五年十三日、〔如本〕着欽政、此日政死人数多依在

市内儲供給於人家、雖安床子依有程以府生西

忠宗令申事由於別当、而依無一定已停止也、以同

〔市政不披行事〕廿八日擬行之間、件日大赦、仍無着欽政、

。宗河記云、長德二年十二月十九日、晴、着欽政、以

〔以人家為供給所例止〕在市東辺之人家為供給所、〔諸官云、續立、  
輿於市可着〕

或記云、同三年五月廿六日、時々降雨、着欽政、着

官人云々、午刻許住人走来云、去廿三日於今山崎

逃脫盜人在西寺辺者、〔彼廿三日件盜人同類三人追捕之、  
傳本禁法官人也、  
隨身火長一人又射傷郎等一人、指東山逃去、有到大、  
津之岡、南尉・右志忠信・左志為信等向彼津也、  
射殺南尉、  
政日官人等向追捕所例止〕大夫尉・

志理明・府生伊遠・好兼等乍束帶々弓箭馳向、

途中相会平尉・忠宗等、共追捕即捕得盜人三

人、奏事由別当云々、但追捕官人等示送可行着

欽政之由、仍行畢、留官人只余并藏人尉・右志忠

〔囚人数左数可增事〕国故申・府生清測等四人也、着欽囚十六人、左八人、

〔以左因渡右例事〕右八人、今日以左囚三人渡右令着欽、為等数也、

古実左囚一人必增右囚之数、免囚二人、左、縣

〔幼少囚并免例〕守近・秦童子丸、〔件童輩盜同類而所申年十三者、仍令  
道官人勘之処申可贖之由、仍今日  
免、并〕

〔依風雨以人家為要所例〕同四年十二月廿五日、着欽、今日風雪不止陰晴不定、

仍借人家為饗所、見參官人云々、着欽囚十人、〔左七人、  
右三人、〕

又云、長保三年五月廿二日、着欽政、見參官人云々、

着欽囚六人、左、坂上春丸、〔強盜從者行不受分、十七、去年  
依幼少時微贖放免、  
志博愛成着欽勘文〕

同四年五月廿一日、着欽政云々、依七条市保内刀

祢愁欲突刀祢之者給召名、七月三日、市保

内刀祢等十余人愁市政日給召名之者不召之

〔政日給召名例〕由、仰可催使看督長之由、〔犯人羽粟  
助近〕

同十二月十三日、於東市行着欽政、年來不向

西市、見參官人云々、着欽囚七人、〔左四人、  
右三人、〕之中

六人強盜一盜、二盜之輩一人、藤井忠茂、〔捕  
逃亡徒囚重着欽例〕

去五月着欽、八月脫禁逃亡、十月適以捕得、仍

不載着欽勘文、別令道官人勘申如本着欽

兼可加亡罪哉否之由、爰勘申云、如本着欽

可滿役限、但亡罪可会赦者、今日同令着欽、依

雨雪窺晴隙申刻許行政、日没分散、

。同六年五月廿八日、着鈇政云々、着鈇囚六人、佐三人

弁免承伏死去囚苔雄丸女一人、又進過狀囚

藤井成光依申年十四放免了、冒雨有此政、

依無遺日所行也、但行政之間雨脚纔止了、

。同十二月十六日、着鈇政云々、着鈇囚十八人、二人進

今月十一日神今食、十二日大神祭、仍過神事十

三日行政、左序、今年不着右序、如別十四日成着鈇勘文、

十五日巡諸官、今日仁王會、八省政百講座、百法師

荷前、仍十六日行此政、東十八日当別当御衰日、

有節日行例、依避彼御衰日今日所行也、別当衰日不被行

〔頭書5〕。又云、寛弘二年五月十七日、着鈇政、日者霖雨之

中今日甚雨、見參官人云々、伺雨隙之間及申

刻行政、平張之下指笠着深履行之、見物輩、〔車〕

四十余兩冒雨競來、花山院蜜々御覽云々、着鈇

十六人、〔左八人、右八人〕之中不計賊盜人取領宇佐宮神

馬之者也、又決杖原免之者一人、強盜者知主

盜賊而藏者也、為拷件人立拷器、其儀、去版

〔頭書6〕南一許丈立之、第一尉召看督長仰云、召某姓

其丸世、召犯人就版、尉召看督長仰云、犯人寄

器、看督長申杖數、尉稱看給之詞如片

拷儀、看督長・隨身長二行陣烈如常、

。同三年十二月廿七日、着鈇政云々、依別当宣欲定

主計助桜井宿祢恒清・大津刀祢上毛野邦方

愁申地事之処文書不定、令申其由了、

。小日記云、長元五年五月廿五日、着鈇政、今日

左着鈇囚小犬丸一人也、但右看督長等 如常、

。又云、長曆元年十二月十六日、着鈇政、去十月十

六日政、藏司御服絹相博物部重武進過狀了、

是以私物貨易官物之罪也、今日件男雖可

着鈇年齡稱十六歲者、依不及長大原免、又

進過狀囚破禁逃脫、而昨日捕得其身、然而

為相共逃道因為沙汰不令着鈇之、

或記云、長久四年十二月 日、着鈇政云々、若江

信道雖召出市庭、依有身病不令着鈇云々、

宗金記云、長久五年五月廿五日、使序政也、明日

必可有鈇政也、但去九日被行非常赦之後、

只左囚一人藤井国延、然而去長元五年五月非

常赦以後、依有囚一人被行此政也、仍此度又

被行之、

。同日小日記云、今日見物車馬惣以不來、是京

中疾疫之患繁昌之故欵、序公文辛檣送

市事以囚人為担夫恒例也、而依無禁獄之囚

積雜役車云々、

宗金記云、長元四年十二月十四日、着鈇政也、雖

節日欠日立春以前被行之也、

(頭書1) 掛佐喚看督長二音、市政日若奉行官符・官旨類之時、置版之

後先案主入覽筥覽佐、尉以下者、看督長覽之授畢成奉行字并官人署

案主又具書取佐署、尉以下看督長取之如先、官人披見并加署之間笏

暫置胡床右端也、凡帶劍人笏置右方之故云々、平定家記云、着市政、

出幅座<sup>屋敷</sup>奉行免物宣旨、各加署、右佐不加、後人奉共稱唯故云々、

(頭書2) 囚等各令持鉢、随命令繫頭、防援髡囚髮、本朝律雖無髡髮鉗

之制、着鉢之日猶髡囚之髮、不置其法似伝其風古今之例耳、

(頭書3) 左官人不論佐・尉以下用東路、経屋東之故也、

(頭書4) 右官人佐従同路直着、尉以下経幅北従西路着也、

(頭書5) 藤原宣孝同日記云、市政云々、依大雨佐以下差唐笠自差云々、

着深沓行之、今案、自取笠有上藁之時事也、佐可令門部隨身差欵、

藏人尉小舍人得便欵、以下自可差欵、<sup>22</sup>

(頭書6) 盜律云、知盜贓而故買者坐贓論減一等、知而為藏者又減一等

云々、天祿五年以往任式文、決七十杖之時立拷器云々、近代無件事、

如此決杖之時可遣取庁器欵、又本自市可儲欵、可有会釈也、

与奪事の項は、着鉢政の次第について述べた部分である。いま全体を概観

すると、(A)「勘問式」(与奪儀の作法)、(C)今案(与奪儀の作法)、(A)

「雜例」(着鉢政に関する記録、三条)、(C)「宗河記」(同、一条)、(B)「或

記」ほか(同、十五条)からなっている。(B)は先述の通り、当該部分に

のみ存在し、記事の書き出しの形式から、表1に示したごとく、「小日記」・

「宗金記」および四つの「或記」に分けて考えることができる。

いま(B)に引用された十五条の記事の特徴として、末尾の「宗金記」を  
除いて年代順に並んでいること、また着鉢政に関係するといふ点以上に、そ

の内容について配列の法則性は見出し難いことなどを挙げる事ができる。

以上の特徴から、この部分は複数の日記から着鉢政にかかる記事を抄出し、

着鉢政の実例集としての役割を持たせたものと考えられる。法令や書物では

なく、筆者の考証でもない、これらの記事は、(A)・(C)のいずれとも性

格が異なるため、(B)の位置から書かれたものではなからうか。<sup>23</sup>

また「或記」のうち(B)冒頭の長徳三年(九七)・同四年の二条を引くも

のについては、記主を特定することが可能である。長徳三年五月二十六日条

の内容は、この日着鉢政が予定されていたが、去る二十三日に取り逃がした

盗人についての情報もたらされたため、多くの検非違使がこれを追捕した。

このとき留まった官人は「余并藏人尉・右志忠国<sup>故中</sup>・府生清測等四人」で

あったが、着鉢政は行われた、というものである。前田禎彦氏の指摘に依れ

ば、検非違使庁の政は、佐が主宰する儀であり、佐・尉・志・府生の各一員

以上の参勤が必要とされた。また左右佐のいずれかが参加することは、政を

開催する必要条件であった。<sup>24</sup>この点より、ここに見える「余」とは佐でなく

てはならないことになる。

いま長徳三年の検非違使佐を検ずると、史料には左佐令宗允亮が確認でき

るのみで、右佐は確認できない。<sup>25</sup>また、允亮の日記は「宗河記」と引用され

るので、ここでは記主に当たらない。ところが当条は続く長徳四年十二月二

十五日条と一連の日記であると考えられるから、同年に右佐であったことが

確認される藤原宣孝がこの「或記」の記主と推定されるのである。

なお、「又云」として続く某日記についても、その内容から検非違使官人

の日記であることはほぼ間違いない。<sup>26</sup>

ところで(二)与奪事の項には、本文の内容をまとめ、見出しの役割を持



たせる一般的な首書のほかに、本文中に全く存在しない情報を記した首書・傍書がいくつか存在する（後掲図版参照）。例えば、「勘問式」に付された朱傍書「版木在案主座辺韓楨」や、当該部分の今案に付された「下車儀先隨身取沓置車踏板上、着沓畢之後隨身褰簾下之」「後於軾外整衣耳」は、本文中に存在しない内容であり、前者は版木を置く位置を、後二者は佐・藏人尉の下車の際の作法を記したものと考えられる。また、同じく「勘問式」に付された朱首書「市政日奉行官符事」および「乱囚髮事」は本文に関連する語句が全くなく、前者は（頭書1）の内容を承けていると考えられ、後者は、やや離れて今案の上に位置している（頭書2）を承けていると考えられる。この（頭書2）「囚等各令持鉢、随命令繫頭、防援髡囚髮、本朝律雖無髡髮鉗之制、着鉢之日猶髡囚之髮、不置其法似伝其風古今之例耳」は、囚人が繫頭・髡髮されることを注したもので、日本律に髡鉗の規定はないが、着鉢の際にはこれを行うことを述べている。本文においては、囚人が看督長に率いられて儀場に出る部分に付されるのが最もふさわしい内容であり、頭書も首書もその位置がやや不適切であるといえる。（頭書2）の直前には長文の（頭書1）があることから、（頭書1）が書き加えられた過程において、本来の位置から離れてしまった（頭書2）が、直下の今案ではなく、その前の「勘問式」に付されるべきことを首書によって示したものと推定できよう。

### 三 着鉢政の変化と編述の時期

次に（二）与奪事より知られる着鉢政の次第の変化に注目し、本文の編述時期について考察する。

まず「勘問式」<sup>(27)</sup>に見える次第を整理しておく、左右佐以下の官人が帷幄に着す。次いで官人等が囚人の過状を回覧する。終わると看督長が囚人を率いて参入し、着鉢を行う。次いで官人等は本座に帰り、勸盃がある。

これに続く今案に述べる次第は次の通りである。まず官人等が「市屋」に着す。官人が参集のち佐・藏人尉が「市屋」に着し、勸盃がある。次いで佐が着鉢囚の交名を披見のち、官人等は楼所幄に移動し、着鉢が行われる。終わって官人は本座に戻り、供給がある。

両者を比較すると、「勘問式」の記述は着鉢の次第のみの説明であり、着鉢の儀場である幄座に着す以前の儀について全く触れていないのに対し、今案では、着鉢以前の「市屋」に着するまでの装束や参入の作法について詳しく述べ、実際の着鉢の作法についてはほとんど述べられていないことが分かる。

幸いなことに、「親信卿記」天延二年（九七四）五月二十三日条に着鉢政全体の詳細な次第が記されているので、これを参考に両者の内容を確認しておく。<sup>(28)</sup>

今日依政着西市、（註略）其儀先着<sup>(守心)</sup>婦屋、依雨儀、<sup>(依雨儀、稱先例、官人先着也、左)</sup>依雨脚不降有僉議、令打例平張二字、<sup>(一字在南政料、一字在北後序、々々座佐西面、右南、左北)</sup>移着幄座、酒饌如常、（註略）看督長進連立文、（註略）次起座、連立夾名取副笏列北幄南庭、（註略）相分夾屏築垣、左右見合、到南幄南砌見合、掛着胡床、<sup>(坐)</sup>以中夾為佐座、<sup>(左東、右西)</sup>座定、看督長紀高景版、<sup>(置傍、柱北)</sup>次高景取犯人過状、<sup>(監)</sup>覽左佐以下、次覽右尉以下、<sup>(今日右、右不着、依不着)</sup>覽了、看督長等左右列立、各出東西、更折進北、就版位東西、<sup>(左佐東、右佐西、皆左在西、右在北、次々立後、皆)</sup>左看督長紀高景申、可給鉢犯人<sup>(等脱力)</sup>左八や、右七な、合十とを五人いとり令候と申、左尉致明朝臣仰云、鉢給へ、

高景稱唯、右看督長諸師春明云共呼事、共稱唯退出、着鉢(註略)着鉢了、看督長等如初進北、就版左右辺、此間令囚近拷柱、(註略)左看督長紀高景等申く、犯人、鉢給了ヌト申、尉仰云ヨシ、高景稱唯、春明云共呼事、共稱唯退出、次取版、次起座、出自初入間、各見合着座、(註略)居飯并汁物等、次免物、次召名、不説唯下突、是故実也事了各々分散、

この記事に見られる次第は次の通りである。①市に南幄と北幄を立てる。

②官人等は先ず北幄に着し、そこで酒饌がある。③次いで看督長が囚人の夾名を進る。④官人等が南幄へ移る。⑤佐以下が囚人の過状を回覧する。⑥着鉢が行われる。⑦官人等が北幄へ着し供給がある。⑧免物・召名が行われる。

ここでまた壬生本「西宮記」の記載を見ると、「勘問式」は④⑤⑥⑦に、今案は②③④⑥⑦に対応しており、概ね「親信卿記」に見える次第の通りであるといつてよい。今案は「勘問式」で触れられていない着鉢以前の次第について詳しく述べ、「勘問式」を補う関係にあるといえよう。

しかし今案においては、官人等が始めに勸盃を行う場が北幄ではなく「市屋」となっている点において、「親信卿記」に見える次第と大きく異なっていることに注目したい。すなわち今案を記した時点では、着鉢の儀場である南幄に当たる場所のみ幄を用い、従来の北幄は屋に変わっていたこととなる。

本書の構成が、法令や過去の事例と編述時の現制とを比較する形式であることは先に触れたが、ここでの今案の眼目は、従来の北幄が現制では屋になつてゐることを説明することにあつたと考えてよいと思われ、そのために今案は「市屋」へ参入する際の装束や作法を細かく解説していると考えられる。従来の北幄を、屋に改めた理由としては、着鉢政に伴う供給の場を確保す

る目的があつたものと思われる。その根拠としては、次に続く本文に、悪天候のために供給を止めたり(長徳四年十二月二十五日)、晴天であつても付近の人家において供給を行う事例(長徳二年十二月十九日)が見られることが挙げられる。後者は「宗河記」であるが、「諸官云、猶立幄於市可着」と註記されているように、供給も市に幄を立てて行うのが本義であると考えられていたことが分かる。さらに、日程の都合により雨中で政を行つたり(長保六年五月二十八日)、笠を着して政を行つた事例(寛弘二年(一〇〇五)五月十七日)も知られ、雨中での政の困難さが窺われる。

前田禎彦氏は、検非違使官人の間には、「同司」として心を一つにして当たるという認識があり、その「一揆」の場を創出するために、政に伴う供給が不可欠の儀礼であると述べる。<sup>(29)</sup>前田氏の検討は、通常の庁政についてもであるが、このことは検非違使の決罰権を象徴する着鉢政においては、さらに重要視されたであろうことは想像に難くない。供給の場である北幄に代えて屋を設けたことは、着鉢政における供給の重視と評価してよいであろう。<sup>(30)</sup>

次に問題となるのは幄を屋に改めた時期であるが、これについては今案に付された首書のなかに「経成別当時始作市屋事」とあることが注目される(図版および二三頁下段参照)。

始めて市屋を作つたとされる、この経成なる人物は本文に全く見えないのであるが、永承五年(一〇五五)九月に検非違使別当となつた源経成を指すと考へて誤りなからう。なお源経成は源長経の男。右近将監、藏人、右中弁等を經て、永承三年十二月に四十歳で参議となつた。永承五年九月より康平七年(一〇六四)十二月に五十六歳で辞するまで別当を勤めている。<sup>(31)</sup>

いまこの首書の内容を他の史料によって確認することができないが、経成は「古事談」に強盗百人の頸を刎ねた功によって中納言に昇進することができた別当として登場するほか、「続古事談」には「荒別当」と呼ばれたことや、大赦の行われることを聞き、それ以前に囚人三人の手足を切った逸話が伝わるなど、<sup>(33)</sup> 檢非違使の職務を遂行することに非常に厳格な態度で臨んだ別当であったことが窺われる。この経成が別当の時に供給の場を確保するため北幄を屋に改めることは、十分にあり得ることではなからうか。

この首書がいつ付されたかについては明らかでないが、何らかの所伝によつて記されたとするならば、北幄を屋に改めたのは永承五年以降ということになる。今案の説明は北幄を屋に変えた後の時代の次第であるから、本書の編述された年代もあわせて永承五年以降と考えることができ、成立の上限は永承二年とする従来の説よりもやや下ることになる。

#### 四 本書の成立をめぐる

最後に、本文に付された頭書・裏書の性格について検討し、次いで本書の成立過程および編者についての試案を提示したい。以下に当巻の頭書を掲げる(頭書1~6については前掲。頭書7以下については、釈文末尾の(一)内に、頭書の付された項目名・記事を注した)。

(頭書7) 獄令流徒罪条説者云、行路之間亦着鈇者出京着鈇可遣配処之義欵、是无位者可居作之故也、(臨時着鈇例、宗金記)

(頭書8) 口伝云、有左右数之時仰云、着鈇囚左其姓某丸右囚某姓某丸等召せ、或説着鈇囚某姓某丸右着鈇囚某姓某丸等召せ云々、若左有一人ハ此説得也、

(放免役畢獄囚儀、勘問式)

(頭書9) 或人云、為人凶惡意説難恤之輩又強盜之間傷殺人者雖不依本格律文猶不比他人以心消息少処重科云々、但共成一所犯可併贓罪者一人難処重罪欵、如此事当時可会釈也、(成勘文事、口伝、第二条)

(頭書10) 如贓物注文者、觀童丸盜銀仏者也、計贓以凡盜論加一等之由可載律意欵、但竊盜罪止加役流也、贓已八十反罪及加役流非可加罪、仍身不勘仏像事欵、先賢之止熟可安云々、(成勘文事、長徳二年十二月十七日着鈇勘文)

(頭書11) 如贓物注文者、吉童丸盜銀仏并打敷等、仏像与凡贓可有二罪之意欵、但及加役流如觀童丸条欵、(成勘文事、長徳二年十二月十七日着鈇勘文)

(頭書12) 西宮抄云、使行政後朝府生以上一人進昨日政申文、但至于着鈇政者予造勘文先申別当隨其處分云々、(役畢勘文、今案)

以上の頭書を通覧すると、内容によつて大きく二種類に分けることができる。すなわち、(ア) 着鈇政の次第にかかるもの(頭書1・3・4・5・8・12) および、(イ) 律の解釈にかかるもの(頭書2・6・7・9・10・11) である。やや乱暴な言い方になるが、(ア) は着鈇政に参加する者、すなわち檢非違使官人が必要とする知識であり、(イ) は明法官人による考証を記したものと考えてよからう。このような頭書の内容から考えるに、頭書は明法官から檢非違使になるような家の人物によつて付されたものである蓋然性が高い(数次にわたる可能性も残る)。また(頭書2) の位置が本文と適切に対応していないことを先に指摘したが、これが長文の(頭書1) を書き加えたことにより、転写の過程で本来の位置から離れてしまったと考えれば(図版参照)、まず(イ) の頭書が付され、次いで(ア) の頭書が付されたと推定

される。

なお、頭書の付された時期については、(頭書1)に平定家の日記が引用されていることが、およその目安となろう。定家は康平元年(一〇六)から同四年にかけて検非違使であったことが確認できる<sup>34)</sup>。

次に裏書についても概観しておきたい。裏書についてはその内容によって末尾の表2に示したように、いくつかのまとまりに分けることができる。このうち、裏書4・6・9は勘文案で、うち裏書6・8は裏書5により、惟宗允亮が後日のために書き遺した、囚の年齢と弁免の関係についての勘文案であることが知られる。なお裏書4および9も、内容は異なるが、勘文の内容や年代から、同じく允亮の手により遺されたものである可能性が高い。また裏書11・14・15については、別当からの問い合わせに対し惟宗道成が作成した答申である。以上はいずれも惟宗家の人物が作成に深く関わった文書案であり、同家に伝えられたものであったと考えるのが最も無理がないであろう。

また、裏書12・13は、天暦十一年(九五七)に赤染時用が、着鈿勘文に囚人の貫属を記すべきことを主張した勘文、およびそれを承けて庁官人等が過去の例を調べ答申した勘文である。この裏書については、本文に引く天暦十年勘文案から寛和二年(九六)勘文案までの間に、囚人の貫属・年齢を記するという書式の変化が生じた点を説明するために記入されたものであるという利光氏の指摘がある<sup>35)</sup>。その内容、および文書案の引用という形式は、前述の裏書4・6・9との親近性が認められることから、裏書12・13についても、惟宗家に伝えられたものと考えても不都合はない。

一方、裏書1・2については、「藤宣孝記」を引用したもので、それぞれ表の本文の内容と対応し、その実例を増補する関係にあるのであるが、先に

考証したように、(二)与奪事の項では「藤宣孝記」を「或記」として引用していることから、これは明らかに本書の編者の付したのではない。なお(頭書5)にも「藤宣孝記」が引用されていることから、頭書のうち(A)のグループと裏書1・2は同時期に付された可能性があろう。残る裏書3・10の記入された時期については不明とするほかはないが、その内容は着鈿政における作法に関するものであり、頭書(A)との関連が窺われる。

以上より、裏書については複数次にわたって付されたものと考えられ、内容の検討からは、惟宗家に伝わったと思われる文書案の類と、頭書(A)と密接な関係が想定される着鈿政の作法とが混在していることが確認できる。

ここで、再び表1によって本文に引用された記事の年代に注目し、本書の編者について考察したい。本文に引用された記事は、律令・式などの法令を除くと、

①天暦十年(九五)～寛弘五年(一〇〇)

②長元四年(一〇三)～永承二年(一〇四七)

の時期に集中して存在するという特徴を有し、その間の約二十年強の間の事例については全く引用されていないことが知られる。

ところが『小右記』・『御堂関白記』<sup>36)</sup>等により、この間にも着鈿政が行われていたことが確認できることから、このような記事の偏りの存在は、本書の編者が参照することの可能であった史料によるものとすべきであろう。

結論を先に述べると、①は惟宗公方およびその孫允亮が、②は惟宗道成が明法博士、検非違使佐を勤めた時期とほぼ重なることから、本文編述のもととなった史料は惟宗家に伝来したものであると思われる。なお、①・②の間には、惟宗氏で検非違使になった人物は史料に見えないことがその傍証とな

ろう。また引用された日記は、彼らと同時期に検非違使官人であった者の日記であり、当書の編述の時点で、すでに惟宗家に伝えられていたものと考えられる。

『政事要略』の編者として知られる惟宗允亮は、永観二年（九四四）には明法博士であることが確認でき、正暦四年（九五三）に左衛門権佐に任じられ、寛弘四年（一〇〇七）まで在任した。<sup>37</sup>

なお、允亮の祖父公方もまた明法博士・検非違使佐を歴任しており、また『政事要略』に公方の勘文が引用されていることや、『清辨眼抄』（『清辨眼抄』については後述）に引用された「宗河記」に「祖父公方御曆記云」とあることから、允亮が祖父である公方の日記等を参照できたことは確実である。その公方は天曆五年（九五二）より検非違使佐として史料に見える。

惟宗道成は允亮の男で、長元三年（一〇三〇）にはすでに明法博士として史料に見え、永承元年（一〇四六）には左衛門権佐となった。その後、永承三年までは史料に確認でき、永承七年には左衛門権佐として藤原憲房が見えるので、この間のある時点まで、道成は左衛門権佐を勤めたと推測される。<sup>38</sup>

しかし上記の点からは、本書の成立に惟宗家に蓄積された史料が深く関与することが確認できるのみで、直ちに本書が惟宗家の人物によって編述されたことを示すものではない。当巻が中原家に伝来したことを重視すれば、惟宗家に伝わった家記や文書案が未整理のまま中原家に伝わり、中原家で編述がなされた等、いくつかの可能性が考えられるためである。

ここで、成立は本書よりも遅れるが、検非違使の作法や故実を記した書であり、その編述者や契機等が推定可能である『清辨眼抄』を参考に、本書の成立についての私案を述べておきたい。

『清辨眼抄』は現在には凶事の部が伝わるのみであるが、もと検非違使の活動全般にかかる記述が存在していたと思われる。同書の記載は「後清録記」（清原季光日記）を最も多く引用し、ほかに「宗河記」・「宗金記」・「隆方記」（藤原隆方日記）などの検非違使官人の日記、および『西宮抄』・『雑例』・『使雑事』などの引用により、その記述を補っている。五味文彦氏によると、同書は清原季光の孫である季氏が鎌倉幕府の推挙によって検非違使となることを目指し、十三世紀の始め頃に編んだものと推定されるといふ。<sup>39</sup> 上記のような『清辨眼抄』の構成は、今案および「宗河記」・「宗金記」を軸として、他の検非違使官人の日記等でその記述を補うという本書の構成と多くの類似点を有する。この点を参考にすれば、本書もまた惟宗家の人物が自家の説をまとめたものであると考えることも許されよう。

所氏は惟宗道成を編者の候補のうちに挙げて<sup>40</sup>いるが、本書成立の上限である永承五年の時点では、道成はかなりの高齢であったと考えられ、<sup>41</sup> 本書を編述する積極的な契機に乏しいと思われる。さらに、はじめに述べたように道成を編者とした場合、自記を「宗金記」と称して引用したことになる点が大いに疑問である。

そこで、道成以降の惟宗家の人物を編者と仮定した場合、永承二年以降の記事が本文に存在しないことから、編述は永承年間からそれほど下らない時期になされたと考えられる。また同時に、編者は着欽政に関して、永承二年以降の情報を有していないことになり、編述の時点では検非違使になつていなかった可能性が高いことを指摘できる。

これらの条件を満たす編者としては、道成の子か孫の世代が妥当と思われる。また編述の目的は、検非違使となることを目指し、自家に集積された記

録や文書案をもとに、検非違使の作法や故実に習熟することにあつたと考えられる。

また、裏書のうち惟宗家に伝来したと推定されるものについては、本文の成立に極めて近い段階で、編者本人もしくは同人に近い惟宗家の人物によって記入されたと考えるのが最も自然であろう。その他の裏書および頭書のうち、着欽政の次第にかかるものについては、その記入の時期を明らかにし難いが、「藤宣孝記」の引用のあり方などからして、編者とは別人の手になると推定されることは前述の通りである。また「平定家記」を引くことから、頭書を記入した人物は、検非違使官人の日記を入手できる存在、すなわち自身もしくは近親者が検非違使官人であつた可能性が高い人物ということになる。この点からは、道成以降、検非違使をほとんど輩出していない惟宗氏による記入とは考えにくいと言えよう。

おわりに

本稿では、壬生本『西宮記』第十七軸について、本文の構成や書物としての性格および成立過程についての検討を行った。これまでの考察により、乏しいながらもいくつかの知見を加えることができたと考えられる。稿を閉じるにあたって、本書の意義と残された課題について触れておきたい。

本書は惟宗家に蓄積された記録・文書案等を用いて編まれた、着欽政に関する参考書であつた。但し、本巻は数次にわたる裏書・頭書が記入されたものであり、すべての記事を均質なものとして扱うことはできない。これらの記事を正確に理解するためには、本文・裏書・頭書等がどのような意図で記

されたものか、また本文に引用された史料がどのような経緯で参照されたものか等をさらに分析する必要がある。

同時に、本書は十一世紀中頃の惟宗家に蓄積されていた史料を窺わせるものであり、「清解眼抄」等の書物と比較することで、検非違使官人となる中下級官人における史料の蓄積のあり方を示す素材となりうるものが指摘できる。

最後に、本稿では採り上げることができなかったが、本書には着欽政に関する多くの勘文案が引載されており、勘文の書式の参考書という側面も無視できない。検非違使の政の役割が極めて限られたものになる十一世紀後期以降においても、<sup>(12)</sup>本書が中原家に伝来し、書写され続けた理由の一つには、本書の持つこのような側面も関連すると思われる。すべて今後の課題としたい。以上、推論に拠つた部分も多く、また史料の読み誤りがあることを恐れるが、今後この分野における議論が深まるための一助となれば幸いである。

註

(1) 『西宮記』については、宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 統歴史篇』(養徳社、一九五一年)、所功「神道大系『西宮記』の解題」(『宮廷儀式書成立史の再検討』国書刊行会、二〇〇一年、初出一九九三年)、橋本義彦「『西宮記』—尊経閣文庫本を中心に—」(『日本古代の儀礼と典籍』青史出版、一九九九年、初出一九九五年)などを参照のこと。

(2) 北啓太「『西宮記』の書誌」(『科学研究費補助金研究成果報告書「儀式書を中心としてみた平安時代政治機構の総合的研究」(研究代表者早川庄八)一九九一年)、同「壬生本『西宮記』旧内容の検討」(『史学雑誌』二〇一一、一九九二年)など。

- (3) 早川庄八「壬生本『西宮記』について」(『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、初出一九七〇年)。
- (4) 利光三津夫・所功「異本『西宮記』検非違使雑事・覚書」(『法史学の諸問題』慶応通信株式会社、一九八七年)。なおこの論文では、第一・二・三節を所氏が、第四節を利光氏が執筆している。
- (5) 『宮内庁書陵部本影印集成7 西宮記三』(八木書店、二〇〇七年)。
- (6) 註(5) 参照。なお同書収載の北啓太氏による解説、および計測表も参照のこと。
- (7) 註(3) 早川論文参照。
- (8) 註(5) 解説参照。
- (9) 今江広道「法家中原氏系図考証」(『書陵部紀要』二七、一九七五年)、なお、上記の奥書に記された職隆の位階について、六月二十七日の奥書では「従五位下」とし、同二十九日の奥書では「従五位上」とするが、「實躬卿記」によればこの間の二十八日に小除目が行われたことが知られ、この日に職隆が従五位上に叙された可能性は否定できないことから、直ちに誤りとするのはできない。
- (10) ほかに、部分的に『大日本史料』に翻刻がある。
- (11) 註(3) 早川論文参照。
- (12) この点について、本文の後半に載せる勘文の書様については、特に留意すべきである。
- (13) 榊原本は、幕末から明治初期の国学者榊原芳野(八三〇-一八八六)の旧蔵本。「人と蔵書と蔵書印」(国立国会図書館、二〇〇二年)を参照。
- (14) 註(3) 早川論文参照。
- (15) 藤原(小林)元次は鷹司家諸大夫、真純男として安永四年に生まれ、文政六年に四十九歳で卒した(『地下家伝』)。
- (16) 「五車韻瑞」は榊原本・故実叢書本では「五車韻瑞」とする。「五車韻瑞」は明の凌稚隆が撰した韻書。なお、書名に続く「云」字は榊原本にはない。ま

- た二つ目の頭書の「楚極之下」は榊原本では「極楚之下」とあり、三つ目の頭書の「七千余万人」は榊原本では「七十余万人」とある。
- (17) 着鈔政については、小川清太郎「序例の研究」(名著普及会、一九八八年復刻、初出一九三七年)に詳細な説明がある。なお、「年中行事絵巻」に着鈔政の場面が描かれている。
- (18) 註(4) 利光・所論文参照。
- (19) 「雑例」の性格については不明である。検非違使に関する事例や故実をまとめた書物か。和田英松「国書逸文」(一九四〇年)も参照。
- (20) 註(4) 利光・所論文参照。
- (21) 末尾の囚名帳事に記された「宗河記」および役畢勘文事に記された今案は(B)の位置から書き出すが、内容より本来は(C)であるべき記事と判断した。
- (22) (頭書5)は、寛弘二年(一〇〇五)五月十七日条に付された藤原宣孝記であるが、同日記を寛弘二年とすることは、「尊卑分脈」によれば、宣孝は長保三年(一〇〇二)に卒していることから不審である。註(4) 利光・所氏論文の注13を参照。
- (23) なお(B)の界線は、本来は見出しの書き出し位置のために引かれたものと思われる。
- (24) 前田禎彦「検非違使庁の〈政〉―その内容と沿革―」(『富山国際大学紀要』七、一九九七年)。
- (25) 宮崎康充編「検非違使補任第二」(統群書類従完成会、一九九八年)。
- (26) なお、長保三年(一〇〇二)から同六年の五条を引く某記については、この期間が藤原孝忠の検非違使佐任期間と一致することが示唆的であるが、記主と特定するには至らない。
- (27) 「勘問式」については、「本朝書籍目録」に書名が見られず、その性格については不明である。註(4) 利光・所論文参照。
- (28) 引用にあたっては、陽明文庫本を参照した。なお、佐藤宗諄先生退官記念

論文集刊行会編『親信卿記』の研究』（思文閣出版、二〇〇五年）も参照。

(29) 註(24) 前田論文参照。

(30) 後述のごとく、この変更は永承五年(1055)以降のことである。この時期は前田氏が註(24) 論文で指摘した、検非違使の政の回数が減少し、その役割が変質し始める時期に当たっていることにも留意しておきたい。通常の政の減少は、着欽政において、供給の場として「屋」を新置したことにも深く関わりと  
思われる。

(31) 『公卿補任』による。

(32) 『古事談』五―八。新日本古典文学大系『古事談 続古事談』（岩波書店、二〇〇五年）、四三九頁。

(33) 『続古事談』二―四二。新日本古典文学大系『古事談 続古事談』（前掲）、六九六頁。

(34) 『検非違使補任第一』（前掲）。

(35) 註(4) 利光・所論文、第四節参照。

(36) 『小記目録』寛弘七年五月二十六日条、『小右記』長和四年五月二十六日条、『小右記』御堂関白記』長和五年五月二十七日条、『小右記』万寿四年五月二十一日条、『小記目録』万寿五年五月二十八日条・長元二年十二月二十七日条などに着欽政の記事が見える。

(37) 以下の検討には、利光三津夫「令宗氏と明法学」（『統律令制の研究』慶応通信株式会社、一九八八年、初出一九八四年）、齋谷寿「十世紀に於ける左右衛門府官人の研究―佐・権佐―」（『平安博物館研究紀要』四、一九七一年）、同「十世紀に於ける左右衛門府官人の研究―尉を中心として―」（『平安博物館研究紀要』五、一九七四年）、同「10世紀に於ける左右衛門府官人の研究―志および下僚を中心に―」（『日本古代学論集』古代学協会、一九七九年）、および宮崎康充「十一世紀の検非違使佐―「二中歴」靱負佐一覽の検証を通して―」（『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年）などを参照した。

(38) なお、道成以降に明法道出身者で検非違使佐になった例はない。註(37)

宮崎論文参照。

(39) 五味文彦「家記の編集と利用 法書と検非違使の記録」（『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三年）。

(40) 註(4) 利光・所論文参照。

(41) 註(37) 宮崎論文参照。

(42) 註(24) 前田論文参照。



卒未不向之

今案使行事雖於市可行中右以未除着飲  
改之外殊不行他事次

与奪事 付應將着飲例并放免俟單因人事

動問式去与奪儀 庄尉与集若左尉  
不在右尉亦得行之左右佐以下着

惟陛下加常 至于天儀之儀若下行之儀是則相問  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

情儀 喚着皆長右稱唯當性束后尉仰云量儀亦  
亦如之 惟唯取放去握南二許丈量之退去以因

為好 訖右第一着皆長唱去若呼左右着皆長去稱唯  
九帶叙 進呼令着飲訖刻上如初中云左右着皆長某

姓某九寺中久犯人等飲給) 云中尉稱  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

看而命去八後本禁引看皆長稱唯  
看而命去八後本禁引看皆長稱唯

成勘文事	貞刑格			応定罪人配役年限事、『類聚三代格』弘仁13年2月7日付太政官符に相当。		
		今案		強盗・竊盗・私鑄銭は検非違使が着欵し、それ以外は刑官の断を待つべきこと、および贓物と刑の関係。		
	勘文案	天曆 10. 12. 20	956	長徳元年以前の勘文の例、囚人名・贓物を記すのみで、貫属・年齢・役の年限を記さず。	裏書 12・13	
	勘文案	寛和 2. 5. 27	986	長徳元年以前の勘文の例、囚人の貫属・年齢を記すが、役の年限は記さず。		
	别当宣	長徳 2. 11. 16	996	着欵の前に役年数を注すること（奉者 惟宗允亮）。『政事要略』巻81に同文あり。		
	口伝			断罪・勘文作成にかかる口伝、7条。	裏書 14・15	
	勘文案	長徳 2. 12. 17	996	贓物勘文、着欵勘文に副える。		
	勘文案	長徳 2. 12. 17	996	囚人の役年数を注した書式の勘文、惟宗允亮草。		
		宗河記	長徳 2. 12. 19	996	前掲の勘文を允亮が草したこと。	
		又云	長保 3. 閏 12. 11	1001	追捕のため道官人なきにより佐允亮が勘文を成さんとするも、帰京した尉に勘文を作らしむ。	
	或記	寛弘 5. 5. 25	1008	服忌月の官人に勘文を作らしめた例。		
囚名帳事	勘文案	長保 3. 閏 12. 11	1001	獄囚帳の例。		
		*宗河記	(長保 3. 閏 12. 11)	1001	年来行われざるにより、始めて作る。	
役畢勘文事	勘文案	長久 3. 12. 14	1042	役畢勘文の例。		
		*今案		役畢勘文と同時に見囚帳を作成すること。		

史料名の項は、書き出しの高さを考慮して示した。\*については註(21)を参照。

表2 裏書の構成

番号	史料名	年月日	西暦	内容	作成・伝来	
裏書 1	藤宣孝記	天元 5. 5. 20	982	西市で着欵政を行う。		
裏書 2	藤宣孝記	長保 1. 5. ?	999	看督長が版木を置く際の作法。		
		長保 2. 5. ?	1000			
裏書 3		寛徳 2. 12. ?	1045	諒闇時の袍の色に関する故実。		
裏書 4	勘文案	寛弘 4. 5. 18	1007	強盗三宅得正可着欵哉事	惟宗允亮	
裏書 5	宗河記	(寛弘 5. 12. 23)	1008	幼少の囚の弁免について、後日のために勘注した旨を記す。		
裏書 6	勘文案	寛弘 5. 12. 23	1008	茨田安武物部犬男丸等可着欵哉否事		
裏書 7	勘文案	寛弘 5. 12. 23	1008	秦安武可着欵哉否事		
裏書 8	勘文案	長保 3. 5. 21	1001	強盗坂上春丸可着欵否哉事		
裏書 9	勘文案	長保 4. 12. 10	1002	逃亡囚藤井忠茂捕得後如本着欵兼可加亡罪哉否事		
裏書 10				着欵政において看督長が囚を召した際の詞。		
裏書 11				行親の問いに対し、道成が答えたもの。		惟宗道成
裏書 12	勘文案	天曆 11. 5. 26	957	可着欵囚人勘文不進署状		惟宗家か
裏書 13	勘文案	天曆 11. 5. 26	957	着欵囚人勘文注囚人徒役年限并年齒貫属否之例事		
裏書 14		永承 1. 5. 20	1046	别当経任の間に対し、道成が答えたもの。	惟宗道成	
裏書 15						

裏書の番号は『宮内庁書陵部本影印集成 7 西宮記三』（八木書店、2007年）に拠った。

表1 壬生本「西宮記」第17軸の構成

項目名	史料名	年月日	西暦	内容	裏書
於市行事	市司式			樓前で決罰すべきこと。延喜市司式 決罰罪人条。	
	貞観6年宣旨	貞観 6. 8. 15	864	検非違使の行事は市にて行うこと。	
	雑例	長保 1. 12. 16	999	東市にて着鈇政。	裏書1
	又云	長保 4. 5. 21	1002	東市にて着鈇政、年来西市では行われず。	
	今案			検非違使の行事は市にて行うべきも、中古以来着鈇政を除いては行われず。	
与奪事	勘問式			与奪儀の作法。	裏書2
	今案			与奪儀の作法。	裏書3
	雑例	康保 4	967	村上帝崩御のため5月の着鈇政を行わざるか、12月には行わるとの説あり。	
	又云	永観 2. 5. 21	984	着鈇政、供給なし。	
	又云	正暦 5. ? . 13	994	市内に死人多きにより着鈇政を停む。	
	宗河記	長徳 2. 12. 19	996	着鈇政、暗なるも人家を供給所となす。	
	或記	長徳 3. 5. 26	997	着鈇政の日に官人が盗人を追捕するも政を行う。着鈇囚は左を多くすべきこと。幼少の囚人を免ず。	
		長徳 4. 12. 25	998	着鈇政、悪天候のため人家を饗所となす。	
	又云	長保 3. 5. 22	1001	着鈇政、幼少の囚人を免ず。	
		長保 4. 5. 21	1002	着鈇政、政日に犯人を召さざるにより、後日、看督長をして催さしむ。	
		長保 4. 12. 13	1002	東市において着鈇政、逃亡し捕得された囚人を重ねて着鈇す。	
		長保 6. 5. 28	1004	着鈇政、幼少の囚人らを免ず、雨を冒して政を行う。	
		長保 6. 12. 16	1004	着鈇政、着鈇を避けるべき日を記す。	
		寛弘 2. 5. 17	1005	着鈇政、雨儀、笠を差し深沓を着す。見物の者多し。花山院も密々御覧。決杖の作法を記す。	
	又云	寛弘 3. 12. 27	1006	着鈇政の日に他事を定めんとす。	
		小日記	長元 5. 5. 25	1032	着鈇政、囚人一人。
	又云	長暦 1. 12. 16	1037	着鈇政、幼少の囚人を免ず。逃亡し昨日捕得された囚人に着鈇せず。	
	或記	長久 4. 12	1043	着鈇政、病気の囚人に着鈇せず。	裏書4
	宗金記	長久 5. 5. 25	1044	明日囚人一人と雖も着鈇政あるべきこと。	~9
	小日記	長久 5. 5. 25	1044	庁の公文辛櫃を担ぐ囚人なきにより車運す。	
宗金記	長元 4. 12. 14	1031	着鈇政は立春以前に行うべきこと。		
臨時着鈇例	雑例	長徳 3. 12. 4	997	村上朝に別勅により右獄前にて着鈇を行った例。朱雀門前にて着鈇の例、類聚国史になし。	
	宗金記	永承 2. 12. 24	1047	渡唐犯人について、左獄門前にて着鈇あるべきも、大殿の仰せにより免ぜらる。	
放免役畢囚人事	勘問式			獄門の前にて免物を行う作法。	裏書10
	今案			近代の免物は向獄門儀なく、着鈇の次に行う。	
停止着鈇後決杖事	検非違使式			盗人の決杖について。	
	天禄4年宣旨		973	着鈇後の決杖を停む。	
成勘文事	賊盜律			賊盜律 34 強盜条。	
	又云			賊盜律 35 竊盜条。	
	名例律			名例律 56 稱加条。	
	又云			名例律 45 二罪以上俱發条。	
	獄令			獄令 19 流徒罪条。	
	延囚獄式			延喜囚獄司式 罪人条。	裏書11
	延刑部式			延喜刑部式 徒人年限条。	
	判事式			延喜判事式 平臈布条。	
	寛和沽価官符			調布の直について。	
	検非違使式			盗人の処置について。	
	又云			私鑄錢輩の処置について。	